

令和2年7月13日

会員各位

公益社団法人 日本照明家協会
会長 勝柴 次朗

文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」に関するご案内

拝啓

平素は協会活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。また、この度の新型コロナウイルス感染拡大予防のため、多大な影響を受けておられることとお察しいたします。

先般、文化庁より「文化芸術活動の継続支援事業」が示されました。この事業は、文化芸術関係者・団体が今後活動（仕事）を「継続」していくための費用の一部を国で補助（負担）するものです。経産省による「持続化給付金」や各自治体の「特別定額給付金」のような、損失の補填・生活費の補助を目的とするものではありません。

活動規模により、以下の4つの補助形態があります。

- 【活動継続・技能向上等支援 A-①】 標準的な取組を行う個人事業者向け 上限額 20 万円
- 【活動継続・技能向上等支援 A-②】 より積極的な取組を行う個人事業者向け 上限額 150 万円
- 【活動継続・技能向上等支援 B】 小規模団体向け 上限額 150 万円
- 【共同申請】 小模団体・個人事業者向け 上限額 1500 万円（10 者の場合）

当協会ではフリーランスの方が上記の補助を受ける際に利用できる「事前確認証（確認番号）」を発行いたします。この事業への応募は各個人が行います。応募には3年程度のキャリア、今現在現役、本年2月下旬から申請月まで会社に雇用されていない等の確認が必要です。また、申請時において「事業収入証明書」「活動歴を確認できる資料」等の提出が求められます。その際に、応募者が「プロの技術スタッフ等」であることを示すために、この「事前確認証（確認番号）」を提示することで、提出資料の簡略化が可能になります。「事前確認証（確認番号）」は応募者からの申込みを受けて発行いたしますので、申込書を同封いたします。但し、放送・インターネットのみに携わる方の応募は出来ません。

協会員ではないフリーランスの方は協会員1名の推薦を受けることにより、協会員と同様に申込みが可能です。この件につきまして、協会員ではないフリーランスの皆様にも広くご案内をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

※別紙にて【A-①】についての補助対象の具体例、申請の大まかな流れ等についてご説明いたします。参考資料となりますので、ご自身で必ず文化庁及び関連団体の最新のウェブサイト等をご確認ください。

※このご案内は以下のスタッフ団体が共同で取り組んでいます。（2020年7月9日現在）

公益社団法人 日本舞台音響家協会 / 一般社団法人 日本音響家協会
日本舞台音響事業協同組合 / 一般社団法人 日本舞台監督協会
一般社団法人 日本舞台美術家協会 / 公益社団法人 日本照明家協会

【フリーランス対象】文化庁助成金のご紹介

「文化芸術活動の継続支援事業」【活動継続・技能向上等支援A-①】について

2020.7.13
公益社団法人日本照明家協会
支援対策室
shien@jaled.or.jp

助成金の概要を簡略化してお伝えするものです。本紙の内容の不備に起因する損害の責任は当協会では負いかねます

NEW!!

フリーランス照明家（個人）が直接申請をして補助金を受け取るタイプの助成金です。
（Webによる簡易な手続きが可能）

対象となる人

*ここでは照明家を例にしていますが他ジャンル（音響、美術等）の方も同様に対象となります

- ・文化芸術活動（舞台・映画）でのプロ照明家としての活動実績がある
- ・フリーランス照明家である（照明会社に常時雇用されていない）
- ・コロナ自粛の大きな影響を受けた結果、活動への支障や収入の減少がある or その可能性がある

内容

- ・今年2月26日～10月31日の期間に支出した、活動を継続or再開するための事業の費用（領収書）に対して、その3分の2（66%）が補助されます（20万円まで）
- ・ICT活用費用（オンライン実習、ホームページ整備など）が6分の1以上含まれる場合は3分の2ではなく4分の3（75%）が補助されます
- ・新型コロナ拡大予防対策ガイドラインに即した取り組みにかかる費用（消毒液、フェイスシールドの購入など）は、3分の2ではなく、100%補助されます（10万円まで）
- ・10万円以上の物品（固定資産）の購入は対象外

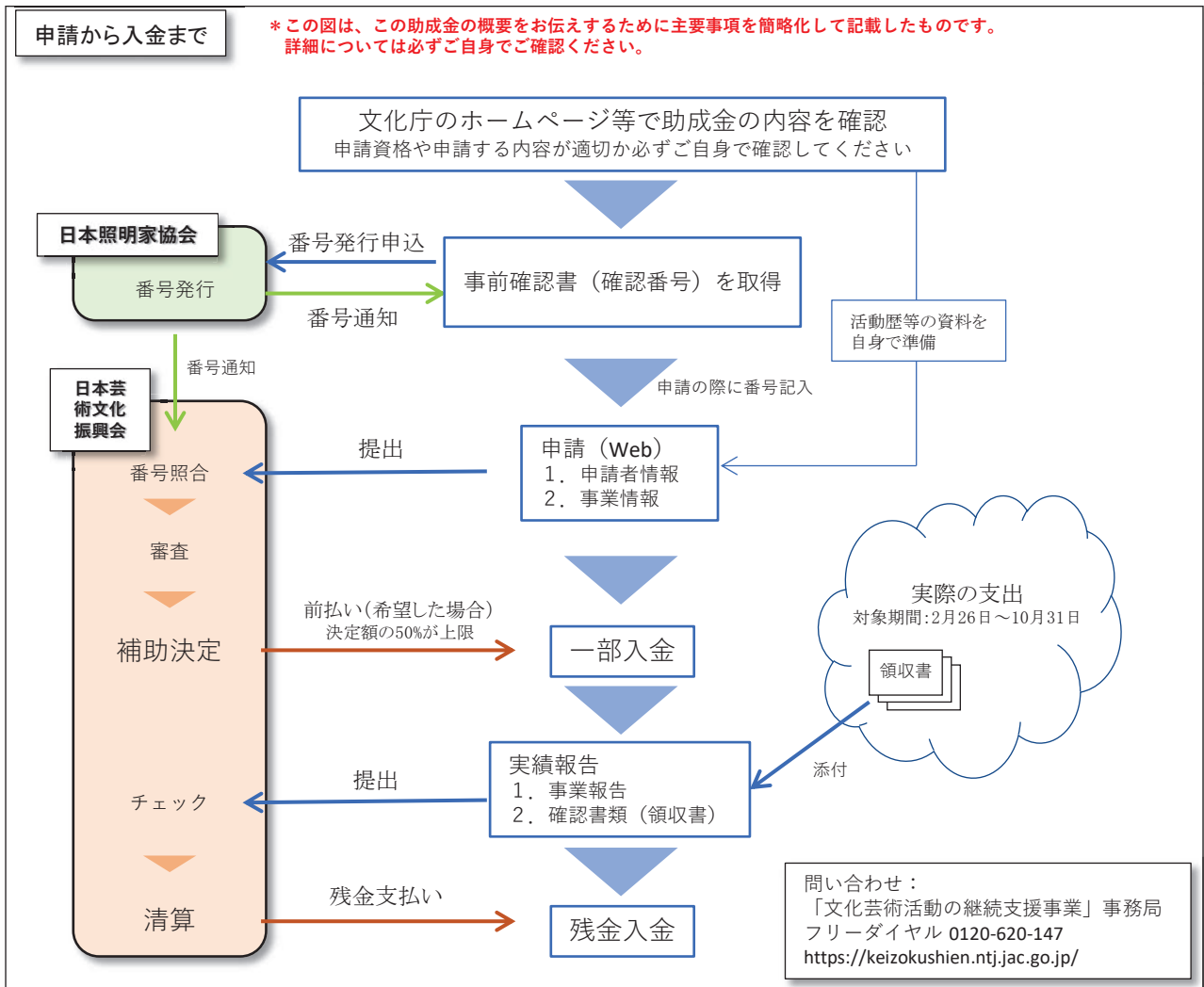
対象となる費用の例

*申請する事業内容によっては下記にあるものでも経費として認められない場合があります。詳細は必ずご自身でご確認ください。

- ・消耗品の購入（カラーフィルター、GOBO、ガムテープ、ビニールテープなど）
- ・装備品の購入（ヘルメット、フルハーネス、作業手袋、工具、テスター、トランシーバーなど）
- ・調査研究支出（書籍、作品DVD、調査等に使用するPCソフトウェアやPC周辺機器など）
- ・受講料、資格取得費用（電気工事、足場作業、安全講習、救命講習など）

申請から入金まで

*この図は、この助成金の概要をお伝えするために主要事項を簡略化して記載したものです。詳細については必ずご自身でご確認ください。



事前確認証(確認番号)発行申込書

公益社団法人日本照明家協会 御中

ネット申込もできます→



私(申請者)は、文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」に申請するため、フリーランスの芸術家等に該当することを認める事前確認証(確認番号)の発行を申し込みます。

申込者の情報は、助成金申請書類の記載と一致していなければなりません

申込者			
氏名	氏名(かな)	活動時に使用している名前(芸名等)	
住所			
電話番号	メールアドレス	生年月日(年は西暦で) 年 月 日	
日本照明家協会の ・会員 ・非会員	会員番号(左で会員と答えた方)	事前確認証に記載を希望する自分の職能 ・舞台照明家 ・その他()	

↓ 非会員の方は下欄に推薦者を記入して下さい

記入していただいた個人情報は、この手続き以外の目的に使用されないよう適正に管理されます

申込者が非会員の場合は推薦者(正会員)を記入してください			
推薦者	所属	氏名	会員番号
	連絡先(電話、メール等)	←協会からご連絡する場合がありますので電話またはメール(できれば両方)を必ず記入してください。	

事前確認証(確認番号)の受取方法(希望する方法に○)	
・上記メールアドレスへのメール送信を希望	・その他(記入してください)
・上記住所への郵送を希望	

基本条件の確認	
↓自分があてはまるものすべてにチェック(✓)を入れてください	
<input type="checkbox"/>	私は、直近の過去3年間に於いて複数回、不特定多数が集まる舞台または映画作品において、この職能のプロフェッショナルとして活動した実績があります。
<input type="checkbox"/>	私は、現在この職能のプロフェッショナルとして業務を行う能力があり、今後も継続して、舞台または映画作品においてこの職能に携わる意思があります。
<input type="checkbox"/>	私は、フリーランスであり、この職能を事業とする会社や団体に常時雇用されていません。(*)
<input type="checkbox"/>	私は、今年度これまでに、他の団体を含め、事前確認証(確認番号)の発行を申し込んだことはありません。

*「常時雇用されていない」とは、雇用保険の対象となっていないことを言います。雇用保険の対象となる場合、雇用保険被保険者証が発行されます。

以上の記載はすべて事実と相違ありません。

申込年月日 年 月 日

申込者自署 _____

提出方法:

- 郵送 〒160-0023 新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎3F 公益社団法人日本照明家協会 支援対策室
- FAX 03-5323-0205 (日本照明家協会事務局)